



SABAE ROTARY CLUB

本年度クラブ活動方針

塩梅よく

2015.7-2016.6

会長 小部 隆充
幹事 大橋 良史

本日の例会

2015-2016年度

『クラブに「個性」と「憧れ」を!』

第2716回 平成27年 7月 24日 (金)

中澤 忠嗣 ガバナー公式訪問

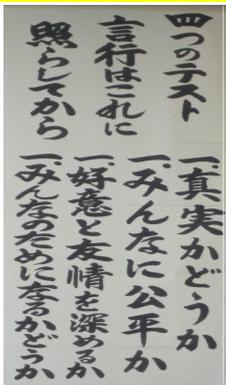
国際ロータリー第2650地区ガバナー経歴

中澤 忠嗣 ガバナー
TADASHI NAKAZAWA (京都南ロータリークラブ)
生年月日 1944年7月2日生
現住所 〒616-8201 京都市右京区宇多野北ノ院町16
最終学歴 桃山学院大学 卒業
職業 中澤染工株式会社 代表取締役社長
職業分類 プリント染色



第2715回例会報告 2015年7月17日 ■鯖江商工会館 3階 中ホール 出席率85.7%(出席者数 24名)

四つのテスト



我等の生業

佐野 直美 ソングリーダー



会長の時間



本日のお客様を紹介する。中野社会保険労務士事務所の中野和信様。後でお話し願う。名刺には、元お笑い芸人、芸名はヒルトン中野とある。なかなかユニークな経歴の持ち主。東京で活躍後、社会保険労務士。人生激変コンサルタントの肩書。自分の強みを生かして、月30万円稼ぐ方法とも書いてある。今日はよろしくお願ひしたい。

こここのところ、真夏のように暑くて、ぞっとしていた。台風11号は、それてくれてホットしている。南に、台風12号もいるので、こちらに来てほしくない。

小部 隆充 会長

来週、ガバナー公式訪問を迎える。皆様の力をぜひとも借りたい。お客様に中澤忠嗣地区ガバナー。京都南RC所属。小林哲夫副幹事長、若林智幸同青少年奉仕副幹事、先週クラブアセンブリでお世話になった林田恒正同ガバナー補佐の4名。来週24日、当日のスケジュールは、後ほど、大橋幹事から説明願う。

幹事報告



大橋 良史 幹事

- 最初に、地区ガバナー事務所から、計報のお知らせ。7月14日、バストガバナー堀場雅夫様が、90歳をもって亡くなられた。心からお悔やみを申し上げます。
- いよいよ来週は、中澤忠嗣ガバナー公式訪問。皆さんと、明るい笑顔でお迎えしたい。
役員と理事の方は、午前10時集合。例会場は3階でなく4階大ホール。会長、幹事会が11時から、例会はいつも通り12時30分。例会終了後全員で記念撮影をし、引き続きクラブ協議会を開催。ぜひとも委員長は出席願ひ、入会3年未満の会員の方は、オブザーバ参加をお願いしたい。
ガバナー講評が終わって、15時~15時30分に終了予定。皆さんとお見送りたい。
- 幹事報告は以上だが、ここで少し時間があるので、委員会方針を発表願う。クラブ広報部門を清水委員長、クラブ管理部門を幸道委員長に、まとめて発表願う。

委員会基本方針発表



14 クラブ広報委員会 清水 康弘 委員長

【基本方針】
クラブの情報を内外に発信する

- 【活動方針】
1. 会報作成のサポート
 2. クラブのホームページ作成及び管理

15 会報委員会 孝久 治宏 委員長

【基本方針】
「会報は、本クラブの顔である」の認識のもと、どんな活動をし、何に直面しているのか伝える

- 【活動方針】
1. 全会員に対して、活動内容を知らせる (週報の作成)
 2. 事業がより発展するための総合的な情報提供
 3. 組織の強化を図り、会員意識の高揚、会員同士の親睦を図る
 4. 単に情報を流すばかりではなく、会員の声を吸い上げる
 5. その時々々の活動を後日のために書きとどめておく

委員会基本方針発表



16 クラブ管理運営委員会 幸道 森市 委員長

【基本方針】

伝統を重んじ、新風を吹き込む改革に取り組み、多様性・高潔性のあるクラブ運営を行う

【活動方針】

親睦・ニコニコ・出席・プログラム・ソングの各委員会の運営をサポートし、各委員会の重要性を認識願ひ、活動に取組む

17 親睦委員会 平岡 忠昭 委員長

【基本方針】

ロータリー精神に則り、会員及びロータリアン家族の親睦と友情を深める目的を同じくする他団体との交流及び連絡の強化

【活動方針】

1. 他団体及びロータリアン家族との交流が出来る親睦会の企画運営
2. 会員及びロータリアン家族の親睦旅行の企画運営
3. 夜間例会、忘年会、新年家族例会、最終例会等の企画をする
4. 結婚・誕生祝いの実施

18 ニコニコ委員会 岡本 圭子 委員長

【基本方針】

より多く参加願えるよう、皆様のご多幸を祈る

【活動方針】

ニコニコの参加に、感謝の気持ちを伝えられる様、可能な限り早く出席する

19 出席委員会 吉田 俊博 委員長

【基本方針】

例会の出席率の向上を図る

【活動方針】

1. 掲示板にて出席状況の告知
2. 会員の動続表彰（毎年第一例会）
3. 年間の出席優秀者表彰（最終例会時）

20 プログラム委員会 幸道 森市 委員長

【基本方針】

卓話の充実

【活動方針】

会員卓話を会員1人年1回行う。県内ロータリアンから月1回人選する

21 ソング委員会 佐野 直美 委員長

【基本方針】

休まず例会に出席し、明るく指揮をする

【活動方針】

1. RCソングを沢山の種類歌っていく
2. 元気に笑顔で、ソングをリードする

卓話「今後の労働環境について」

中野社会保険労務士事務所 中野 和信 氏



私は、社会保険労務士として、労災保険や失業保健等、社会保険の手続きをしている。

日頃、幸道社長に大変世話になっている。社長のところにいつも伺うと、どんどん革新していて、人が増えている。経営がうまい方と思う。会う度に、どうやって人を育てているのか尋ねたりする。

父がやっていた事務所を引き継ぎ、15年ほど経つ。その間、年間で500社以上の中小企業から上場企業までの人事労務相談を受け持っている。

6年前から、社会保険労務士のほかに、人材育成に関心があり、私自身も自分を

変えたい時期があった。いろいろな研修を受けた。その時周りの人がどんどん変わっていく様を見て、人は変われると思った。私もそのように変わってみたいと思っていた時に、会社から依頼され、研修を始めるようになった。

やっていくうちに、会社から派遣された社員が、変わっていくのが嬉しかった。人は、やる気のスイッチがあるが、スイッチが入ってもなかなか続かない。そこで、続けるための研修や講演ができないかと思った。

一般向けに「夫婦円満セミナー」や「自分の強みを知るためのワークショップ1dayセミナー」等を開催している。その際、今までの役者になろうとしたことや、お笑い芸人を目指した過去の経験が、役立っている。

次に、本日のテーマ、「今後の労働環境について」、今後の改正概要を中心に説明したい。話は、少し硬くなる。

被用者年金一元化

平成27年10月1日から、被用者年金一元化ということで、共済組合と厚生年金が違う制度になっていたが、厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は、厚生年金に統一する。以前は、共済組合と違い、3階建

で、3階の職域部分をなくす。不公平感をなくす。

受給資格が、加入期間25年以上から、10年以上に短縮される。無年金化の発生をできるだけなくすために、改正する。

ストレスチェック制度

同じく12月1日から、常時使用する労働者に対して、ストレスチェックをすることが、事業者の義務となる。従業員数が、50人未満の事業所は、当分の間、努力義務。一般の健康診断と一緒に実施してもよい。ストレスチェックの実施の頻度は、1年に1回。

ここは、とても重要なところだが、ストレスチェックの結果は、実施者（産業医等）から直接本人に通知し、本人の同意がない限りは、事業者には提供してはいけない。

高ストレス者が、申し出により面接指導を望む場合は、実施しなければならない。面接指導の申し出を理由として、労働者に不利益な取り扱いを行うことは、法律上禁止されている。この場合、必要に応じ、作業所転換や労働時間短縮等の措置を講じるとよい。

マイナンバー制度

平成28年1月1日から、マイナンバー制度が実施される。

平成27年10月から、住民票を持つすべての国民に対して、12桁の番号（通知カード）が、簡易書留で郵送される。法人番号は、13桁。

個人カードは、通知カードとともに送付される申請書を郵送して、平成28年1月以降交付を受けることができる。

社会保障分野・税分野・災害対策分野でのみ利用が可能になる。また、情報漏えいが課題。取得、利用、保存、提供、破棄等の際、会社で管理を徹底する必要がある。

労働基準法の改正

長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら、効率的に働くことができる環境を整備するため、労働時間制度の見直しを行う等、所要の改正が行われる。

1. 長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策等

平成28年4月1日から、一定日数の年次有給休暇の確実な取得のため改正される。使用者は、10日以上の有給休暇が付与されている労働者に対し、5日について毎年、時季を指定して与えなければならない。

平成31年4月1日から、中小企業における、月60時間超の時間外労働に関する割増賃金が、50%以上増しになる。

直近1カ月で、残業が100時間越えて、うつ病になった場合、労災認定される。半年で、残業が80時間越えているのが確認される場合も、労災認定される。労災認定する場合、監督署が職場を調査する。認定されると、裁判で不利になる。

また、ストレスがあるかどうかは、事業主にわかりにくい。家庭の事情や夫婦関係も原因する。

2. 多様で柔軟な働き方の実現

フレックスタイム制の見直しで、「生産期間」の上限が、1か月から3か月に延長される。

企画業務型裁量労働制の対象業務に、「課題解決型提案営業」と「裁量的にPDC Aを回す業務」を追加するとともに、対象者の健康確保措置の充実や、手続きの簡素化等が見直される。

職務の範囲が明確で、一定の年収（少なくとも1,000万円以上）を有する労働、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、必ず医師による面接指導を受けさせなければならない。

以上だが、今後、派遣法も変わる。



ニコニコBOX報告



感謝し報告する
岡本圭子委員長



（敬称略・順不同）

- 小部 隆充 中野さま卓話よろしく申し上げます
- 野中 敏昭 卓話を楽しみに
- 岡本 圭子 〃。良いことがありました

次回の例会 第2717回 平成27年8月7日(金) 点鐘 12:30~